

保険料免除

申請手続きが必要です。

申請日より2年1カ月さかのぼって申請できます。

納付が難しい方は、小倉南年金事務所や役場住民課年金窓口までお早目にご相談ください

種 類		内 容	令和6年度納付額(月額)	受給額に反映する金額(年額)	受給資格期間(10年)に計算
納 付		保険料を納めることで満額の基礎年金を受給できます。	16,980円	1,700円	されます
申 請 免 除	全額免除	「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」「世帯主」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料が全部または一部免除になります。	0円	850円	○
	4分の3納付	※一部免除の承認を受けた方は、納付すべき保険料を納付しないと	12,740円	1,487円	免除後の保険料を納付した期間について されます ○
	2分の1納付	その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になりますので、ご注意ください。	8,490円	1,275円	
	4分の1納付		4,250円	1,062円	
納付猶予制度(50歳未満の方)		「申請者本人」「申請者の配偶者(別居を含む)」それぞれの前年所得が一定以下の場合には承認されると保険料の支払いを猶予することができます。	0円	0円	
学生納付特例制度		前年の所得が一定以下の学生は、承認されると在学期間中の保険料の支払いを猶予することができます。	0円	0円	
産前産後期間免除(国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方)		出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)の保険料の全額が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。※産前産後免除の要件を満たしている場合には、法定免除や申請免除よりも優先されます。	0円	1,700円	されます ○
法定免除(国民年金第1号被保険者)		障害年金1級または2級を受給している方、生活保護法による生活扶助を受けている方は、前年の所得に関わらず、届出することで保険料の全額が免除されます。	0円	850円	
未 納		保険料、または一部免除された場合の免除後の保険料を納めない状態をいいます。督促等の対象になるほか、年金を受給できなくなる場合があります。	0円	0円	されません ×

離職(退職・失業)による特例
所得審査の対象となる方の中に、離職した人がいる場合は、その人の所得を0として審査されます。